

# 退職金専用定期預金『セカンド・ライフ』

【2022年2月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●退職金専用定期預金『セカンド・ライフ』
2. 販売対象	●退職金をお受取後1年以内の方 (他金融機関でお受取の方も対象となります。)
3. 契約期間	●3カ月
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	◎退職金での新規預入に限ります。(離職票・退職所得源泉徴収票・口座振込等の確認が必要です。) ●一括預入 ●1口100万円以上1円単位かつ退職金の範囲内
5. 払戻方法	●満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 ①適用金利  ②利払方法  ③計算方法	《大口定期預金・スーパー定期預金【単利型】【複利型】》 ●預入時の店頭表示の利率に金利を上乗せします。 ●金利の上乗せは、初回満期日まで適用します。 ◎元金自動継続後の新利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 ☆1,000万円未満の金額については、スーパー定期預金金利 ☆1,000万円以上の金額については、大口定期預金金利 《大口定期預金・スーパー定期預金【単利型】》 ●預入期間2年未満の場合は、満期日以降に一括してお支払いします。 ●預入期間2年以上の場合は、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ◎なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 《スーパー定期預金【複利型】》 ●満期日以降に一括してお支払いします。 《大口定期預金・スーパー定期預金【単利型】》 ●付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。 《スーパー定期預金【複利型】》 ●付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算とします。
7. 税金	●利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●必要ありません。
9. 付加できる特約事項	●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、《別表1》《別表2》の預入期間に応じた期限前解約利率にてお支払いします。 ☆1,000万円未満についてはスーパー定期預金規程に準じます。《別表1》 ☆1,000万円以上については大口定期預金規程に準じます。《別表2》
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記、総務部コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議シス

	<p>テム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。</li> <li>●証書式のみでの取扱いとなります。</li> <li>●総合口座・通帳式での取扱いはできません。《ご注意ください》</li> <li>●元金継続定期預金に限ります。</li> <li>●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。</li> </ul>

## 吉備信用金庫

2021-171

### 《別表1》スーパー定期預金【単利型】・【複利型】

<p>①預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満…約定利率×50% C. 1年以上3年未満…約定利率×70%</p>
<p>②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40% C. 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50% D. 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60% E. 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70% F. 2年6ヶ月以上4年未満…約定利率×90%</p>
<p>③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40% C. 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50% D. 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60% E. 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70% F. 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×80% G. 3年以上5年未満…約定利率×90%</p>

### 《別表2》大口定期預金

<p>①預入日の1ヶ月後応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算出により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算出により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. <math>\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})</math> 預入日数</p>
<p>②預入日の1ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30% B. <math>\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})</math> 預入日数</p>

※基準利率とは、この預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。